いずみ聖地公園の返還墓地

4区画の受け付けを行います

市では、いずみ聖地公園で返還された墓地4区画について、12月9日(日)に申し込みの受け付けを行います。

受付日時＝12月9日(日)午前9時～午後3時

場所＝いずみ聖地公園管理事務所(東和泉)

募集区画＝4㎡芝生墓地1区画、4㎡普通墓地1区画、6㎡普通墓地2区画

申し込みのできる人＝住民基本台帳または外国人登録原票に登録され、市内に1年以上(12月1日現在)住んでいる人で、親族の焼骨を持っている人

申し込み方法＝印鑑と埋葬許可証を持参の上、管理事務所に用意してある所定の用紙で申し込み

区画の決定＝希望区画の申し込みが重複した場合、12月9日(日)午後3時30分から抽選。抽選後、書類審査を行い、使用区画を決定

管理の行き届いた墓地

料金の区分＝永代使用料(墓地は分譲でなく永久にお貸しするものです)と管理料

○永代使用料…324、000円～612、000円

○管理料…1年度分で3、360円～5、880円

永代使用料・管理料は墓地の種類や面積により金額が異なります。

※くわしくは環境衛生課(☎20－1531)へ。

空き地の管理

所有者はしっかりと管理を

空き地の雑草を伸び放題にしておくと、ごみの捨て場所にされたり、害虫類の発生原因となり、周囲に大変迷惑を掛けることになります。

また、通行の障害や火災の原因となり、他人に思わぬ被害を及ぼしかねません。

空き地の所有者は、周囲の迷惑にならないよう早めに草を刈るなど、しっかりとした土地管理に努めてください。

市では草刈機を無料(刈刃と燃料は個人負担)で貸し出ししていますのでご利用ください。

※くわしくは環境対策課(☎20－1532)へ。

住民票と印鑑登録証明書

便利で簡単な自動交付機で

自動交付機を利用するには、暗証番号が登録された専用カードが必要です。

専用カードには、住民票と印鑑登録証明書が取得できる「印鑑登録証・なりた市民カード」と、住民票のみが取得できる「なりた市民カード」の2種類があります。

自動交付機の設置場所と稼働時間

○市役所1階市民課前…平日の午前8時30分～午後5時

○三里塚コミュニティセンター…火～日曜日(祝日は除く)の午前9時～午後5時

自動交付機には高額紙幣(1万円・5千円・2千円札)、小額硬貨(5円・1円)は使用できません。

専用カードの申請ができる人

○成田市に住民登録している人および外国人登録している人(外国人登録している人は印鑑登録証明書のみ)

○15歳以上の人

○成年被後見人でない人

専用カードの申請方法

専用カードを申請するには、暗証番号(4桁)の登録が必要です。

官公署発行の顔写真付き身分証明書(運転免許証、住民基本台帳カード、パスポートなど)、印鑑登録証(すでに持っている人)、印鑑(新規に印鑑登録をする人は登録する印鑑)を持参して、申請者本人が手続きをしてください(代理人による申請はできません)。

受付場所＝市民課(市役所1階)、下総・大栄支所住民課

手数料＝無料(新規に印鑑登録をする場合は300円)

身分証明書がない人は、成田市に印鑑登録をしている人の保証書(保証人の登録印の押印と登録番号、住所、氏名が記載されたもの)を持参すれば交付申請ができ、即日交付が受けられます。

身分証明書または保証書を持参できない場合は、本人の意思を確認するための「照会書」を後日自宅に郵送しますので「回答書」欄に押印し、必要事項を書いて交付を申請した窓口に持参してください。

旧下総町・大栄町の印鑑登録証を持っている人は

旧下総町・大栄町の紙の印鑑登録証を持っている人は、各支所住民課で成田市の印鑑登録証への交換をしてください(無料)。

※くわしくは市民課(☎20－1525)、下総支所住民課(☎96－1115)、大栄支所住民課(☎73－8066)へ。

事業所ごみの処理方法

一般家庭用の集積所には出せません

飲食店や店舗、事務所などの事業所から発生する一般廃棄物（ごみ）は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により、事業者自らの責任において適正に処理しなければなりません。そのため、事業所から発生するごみは一般家庭用の集積所に出すことはできません。

事業所のごみは、分別を徹底し、いずみ清掃工場またはリサイクルプラザ（下総・大栄地区は伊地山クリーンセンター）へ自己搬入するか、収集運搬許可業者へ委託するなど適正な処理をお願いします。

旧成田市の事業所は

分別方法＝「燃やせるごみ」「ビニール・プラスチック類」「ビン・カン・ガラス」「金物・陶磁器類」に分別し、半透明の業務用ごみ袋を使用

処理方法

○ごみ処理施設へ自己搬入する場合

「燃やせるごみ」…いずみ清掃工場（☎36-1689）

「ビニール・プラスチック類」「ビン・カン・ガラス」「金物・陶磁器類」…リサイクルプラザ（☎36-1000）

○許可業者に処理を委託する場合

成田市一般廃棄物収集運搬許可業者へ委託

下総・大栄地区の事業所は

分別方法＝「可燃ゴミ」「ビン・カン」「不燃ゴミ」「ペットボトル」に分別し、半透明のごみ袋を使用

処理方法

○ごみ処理施設へ自己搬入する場合（搬入券が必要。搬入券は下総・大栄支所生活環境課で配布）

「可燃ゴミ」「ビン・カン」「不燃ゴミ」…伊地山クリーンセンター（☎0478-59-2148）

「ペットボトル」…直接搬入できません。リサイクルを促進するため許可業者に委託してください

○許可業者に処理を委託する場合

成田市一般廃棄物収集運搬許可業者（下総・大栄地区の収集運搬許可業者）へ委託

産業廃棄物の処理は

事業活動に伴って生じる「産業廃棄物」は原則として市では処理できません。事業者は自ら処理するか、県の許可を受けた「産業廃棄物処理業者」に委託（有料）するなど適正に処理してください。

産業廃棄物処理業者（県許可業者の紹介など）については、県産業廃棄物処理業協同組合（☎043-248-2773）へお問い合わせください。

産業廃棄物の処理についてくわしくは北総県民センター地域環境保全課（☎043-483-1138）または県資源循環推進課事業推進室（☎043-223-2656）へお問い合わせください。

※くわしくはクリーン推進課（☎20-1530）へ。

市長日誌

（10月16日～31日）

16日	ラ・フェスタ　ミッレミリア2007
	成田市保健福祉審議会
	安心な街づくり大会
18日	2007成田POPラン大会第2回実行委員会
	成田市行政改革推進委員会
19日	成田市表彰審査委員会
20日	御利生祭
	成田市健康・福祉まつり
21日	8020よい歯のコンクール表彰式
	成田祇園祭写真コンテスト表彰式
22日	八富成田斎場管理運営連絡協議会
	男女共同参画計画推進懇話会
23日	成田空港周辺地域親睦スポーツ大会
	国際こども絵画交流展実行委員会
24日	千葉県戦没者追悼式
	成田市まちづくり茶論
25日	横芝・神崎間首都圏中央連絡自動車道建設促進要望活動
	北千葉道路（印旛村～成田市間）建設促進協議会決起大会
26日	韓国友好都市表敬訪問（～29日）
30日	3市2町グラウンド・ゴルフ成田大会
	成田商工会議所臨時議員総会
31日	市議会決算特別委員会

よい歯のコンクール表彰式であいさつする小泉市長

ペットボトルの回収にご協力を

※ペットボトルは各地域リサイクル団体およびペットボトル店頭回収協力店へ（下総・大栄地区は収集日に集積所へ出してください）。くわしくはクリーン推進課（☎20-1530）へ。

第95回環境美化運動

ゴミゼロを目指して市内の各地域で

12月2日（日）を中心に市内各地域で「ポイ捨てをなくし、私たちのまちを私たちの手で美しく」を合言葉に、区や自治会などの協力を得て環境美化運動が実施されます。この運動では、道路や公園などに投げ捨てられたビン・カンなどの収集や、散乱ごみの収集、草刈りなどが行われます。快適で住みよい環境づくりに、ご協力をお願いします。

※くわしくはクリーン推進課（☎20-1530）へ。

小中学校の就学区域

指定学校変更や区域外就学が可能です

市立の学校への通学は、あらかじめ定められた就学区域（学区）の学校に通学するのが原則となっています。

ただし、事情があって学区以外の学校へ通学を希望する場合には、保護者の申し立てにより指定学校変更や区域外就学が認められる場合があります。

今回新たに指定学校変更の要件に「部活動によるもの」が追加されました（左表参照）。

○指定学校変更…市内に住む児童生徒に対して、定められた就学区域（学区）以外の市立小中学校への通学を認める制度

○区域外就学…市外に住む児童生徒に対して、成田市立小中学校への通学を認める制度

新年度からこの制度を利用したい人は、早めに申し出てください。許可要件や就学区域は、学務課ホームページ（http://www.city.narita.chiba.jp/sosiki/gakumu/index.html）で公開しています。

※くわしくは学務課（☎20-1851）へ。

指定学校変更および区域外就学の要件

理由・事例	指定学校変更	区域外就学
地理的条件や通学路の安全を確保する場合	○	—
小学校への通学距離がおおむね1.5km以上で、より近い小学校への通学を希望する場合（注1）	○	—
中学校への通学距離がおおむね2.0km以上で、より近い中学校への通学を希望する場合（注1）	○	—
下校後の小学生を祖父母などが養育する場合	○	○
学童保育所に通う場合	○	—
住宅の建て替え・購入などによる場合	○	○
最終学年（小6・中3）になってからの住所変更がある場合	○	○
家庭の事情により住民票の異動が困難である場合	○	○
海外帰国子女および外国人子女学級へ入級を希望する場合	○	—
児童生徒の身体的理由による場合	○	○
いじめなどにより心身の安全が脅かされるような場合	○	○
市外転居で心身への多大な悪影響が懸念される場合	—	○
小中学校へ入学後の市内転居で、転居前の学校への通学を希望する場合	○	—
小中学校へ入学後の市外転居で、一時的に転居前の学校への通学を希望する場合	—	○
指定学校変更を承諾された児童が、変更後の小学校の学区の児童が進学する中学校への通学を希望する場合	○	—
兄弟姉妹の指定校変更に伴う場合	○	—
兄弟姉妹の特殊学級就学に伴う場合	○	—
希望する部活動がないため、該当する部活動がある最寄りの中学校への通学を希望する場合（注1）（注2）	○	—

（注1）学校の収容力などにより、制限があります。
（注2）平成20年度に中学校へ入学する児童のみが対象となります。希望者は11月30日（金）までに連絡してください。

土砂の埋め立て

残土条例が適用されます

市では、土砂の埋め立て、盛り土、たい積行為およびこれらに使用される土砂などの土質について必要な規制を行うことにより、自然環境や生活環境を保全するとともに災害の発生を未然に防止し、住民の健康で安全かつ快適な生活を確保する目的から「成田市土地の埋立て等及び土砂等の規制に関する条例」を定めています。

この条例により、市内で500㎡以上の埋め立て（一時たい積を含む）を行う場合は、条例に定める手続きが必要になります。

安全基準に適合しない土砂は面積を問わず埋め立てに利用することができませんので注意してください。

※くわしくは環境対策課（☎20-1532）へ。

成田都市計画

変更案の縦覧を行います

期間＝11月20日（火）～12月4日（火）（土・日曜日、祝日を除く）

時間＝午前8時30分～午後5時30分

場所＝市都市計画課（市役所5階）、県都市計画課（道路のみ・県庁7階）

内容＝①成田都市計画道路の変更（県決定）②成田都市計画市場の変更（市決定）

意見書の提出＝この案について意見のある人は、縦覧期間中に意見書を提出することができます。意見書の様式は市都市計画課にあります（郵送の場合は縦覧期間の最終日の消印のあるものまで有効）

※くわしくは市都市計画課（☎20-1560）または県都市計画課（☎043-223-3168）へ。

今月の納税

①国民健康保険税（第5期分）
②介護保険料（第5期分）

納期はいずれも11月16日（金）～30日（金）です。

※くわしくは①保険年金課（☎20-1526）②介護保険課（☎20-1545）へ。

納期内の納付にご協力をお願いします。